

栃木市内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針

第1 目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、国並びに県の基本方針に則し、「栃木市内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、公共建築物等への木材の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することを目的とする。

第2 公共建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、木材の積極的な利用に努めるものとする。

本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいう。また木材とは、栃木市内若しくは県内の森林から産出し、かつ産地証明を受けた木材（以下「地域材」という。）をいう。

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。ただし、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がる場合には、その採用についても検討するものとする。

さらに、C L T（直交集成板）パネル工法の採用や部分的なC L Tの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

なお、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

3 木造化のほか利用促進を図るための施策

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料としても、地域材の利用に努めるものとする。

（1）公共建築物

第2の2において木造化が困難と判断される場合でも、内装等の木質化に努めるものとする。

（2）公共工事

地域材を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共施設において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文房具等の消耗品については、地域材を使用した製品の導入に努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における地域材の利用の基本指針

1 市有施設における木造・木質化の指針

(1) 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、2階建て以下、かつ延べ面積 3,000 m²以下の施設は木造化に努める。

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化をすることが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合。

(2) 木造以外の施設にあっても、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化に努める。

(3) 木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に関するコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

(4) 市民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また多くの市民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・椅子などの備品等に地域材を用いた製品を積極的に使用する。

2 公共工事等における地域材の利用

市が実施する公共工事においては、工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設としての必要な性能等を勘案しつつ、地域材や地域材を使用した製品等の利用に努めるものとする。

第4 その他公共建築物等における地域材の利用促進のために必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

2 体制の整備に関する事項

市は、本方針を推進するために、林業・木材産業担当部局、建築担当部局、財政担当部局等の関係部局横断的な連絡会議の設置等により、方針に基づく措置の実施状況を定期的に把握するとともに、地域材利用の促進に向けた課題を分析し、対応策の検討を行うよう努めるものとする。

3 関係機関との連携に関する事項

市は、地域材の円滑な利用を推進するため、県をはじめ関係機関から木材調達に関す

る情報や木材利用に関する専門的知見等の収集に努めるなど、円滑な連絡調整等を行う。

4 普及啓発に関する事項

市及び木造施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に木のぬくもりなど木の良さの普及啓発に努める。

また、市以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に地域材が利用されるように、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

附則

本方針は、平成24年12月28日から適用する。

附則

本方針は、平成30年3月29日から適用する。